

大西テラスゴルフクラブ利用約款

合同会社大西テラスゴルフ場が運営するコースをご利用のお客様に快適で安全なプレーをお楽しみいただく為、本約款に従って利用させていただきます。

利用契約の成立

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、別に定める予約手続きを経て、当フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の署名簿にご本人が署名または、メンバーズカード提出等によりご利用の申込みをして下さい。これにより、当ゴルフ場が利用される方にスコアカードをお渡しした時に、利用契約が成立します。

利用の申込

第2条 当ゴルフ場を利用されるときは、ご利用のご案内等で定める方法での予約が必要です。ただし、次の場合には予約申し込みの受付をお断りします。

- 満員でスタート時間に余裕がないとき
- 天災、施設の故障、悪天候、事故その他やむを得ない事情により当ゴルフを閉鎖するとき
- 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という)に所属していると認められたとき。
- その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞がある者と認められるとき。
- 偽名または他人名義で申込をしたとき。

利用の拒絶

第3条 当ゴルフ場は次の場合、施設の利用をお断りいたします。尚、本条に係わる損害賠償などの責任を一切負いません。

- 満員のためスタート時間に余裕がないとき
- 天災事故、その他やむを得ない事情によりゴルフ場を閉鎖若しくはプレーの継続延長が不可能と認められたとき
- 利用者が暴力団等、反社会勢力に所属していると認められたとき
- 利用者が団体、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められたとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞がある者と認められるとき
- 偽名または他人名義で申込みをしたとき
- 入れ墨がある等の事由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき
- その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき

利用継続の拒絶

第4条 当ゴルフ場は次の場合には、利用の継続をお断りいたします。尚、本条に係わる損害賠償などの責任を一切負いません。

- 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないと判断されるとき
- 施設の利用開始後、第3条に該当することが判明したとき
- 技術未熟およびマナーに欠け、他の利用者に対し著しく迷惑を及ぼしたとき
- その他本約款に違反したとき

休業日、開場時間、スタート時間

第5条 当ゴルフ場の休業日と開場時間及びスタート時間は当ゴルフ場の定める所によります。ただし、臨時的に変更することがあります。

金銭その他の貴重品の保管

第6条

- 当ゴルフ場を利用される方は、自己の選択により、金銭その他の貴重品をロッカーに格納できます。
- 当ゴルフ場を利用される方が金銭その他の貴重品をロッカーへ格納した場合はロッカーの利用者自身が当該格納ボックスを排他的に占有し利用することになりますから自己の責任において当該格納ボックスを管理してください。
- 当ゴルフ場を利用される方が第1項に定める方法により金銭若しくは貴重品を格納したとき又は預けなかったとき、当ゴルフ場内で盗難又は紛失事故があっても当ゴルフ場は一切の責任を負いませんので予めご了解ください。

宅配便の事故

第7条 宅配便による物品の受領、保管、発送等においては、当ゴルフ場は当該物品の破損、紛失及び盗難等に関して一切責任を負いません。

危険防止責任とエチケットマナーの厳守

第8条

- ゴルフプレーには様々な危険が伴います。崖、傾斜、池に注意しながら自己の責任で プレーしていただきます。
- プレーヤーは打球の際、自己の飛距離及び方向を自分で判断して他の組に打ち込まないように注意してください。万一、プレー中に他のプレーヤーに損傷を与えた場合又は他のプレーヤーから損傷を受けた場合、お客様の責任において解決していただくこととなりますので、十分ご注意ください。
- 著しくプレーの進行に遅延があった場合には、組の入れ替えやプレーの中止をお願いする場合がございますのでご了承ください。

カートに関して

第9条

- 電磁誘導乗用カート(以下「カート」という)は確実に操作して人身事故や施設・カート等に損傷を及ぼさないよう十分安全確認を行い利用してください。カートの発進時は周囲の状況や同行者の安全確認の上、発進操作してください。自動停止装置は、人や障害物(カート以外)には反応しません。緊急時はブレーキを踏んで停止させてください。同伴者、第3者又はプレーヤーに損傷を与えた場合、 お客様自身の責任において解決していただきますので、十分ご注意ください。
- 電磁誘導の故障など、緊急時は手動運転をお願いする場合がございます。その際は安全運転及び事故防止に十分注意してカートを利用してください。カーブや起伏のある場所等を通行する場合、低速で走行し、必要に応じて、同乗者に声をかける等注意を促してください。お客様の故意、過失による事故はお客様自身の責任において解決していただきますので、十分ご注意ください。

雷が発生した場合

第10条 雷が予知される場合、又雷が発生した場合、自己の責任で継続、中断、避難してください。また当ゴルフ場が危険と判断し退避の指示を出した場合は、直ちにその指示に従い従い退避してください。

プレー開始前、終了後のクラブの確認

第11条 プレーヤーは、自らのクラブ及び携帯品を常に管理するものとします。クラブ及び携帯品の不足、入れ間違い、損傷等について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。但し、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはこの限りではありません。

バックスタンド及びかばん置きの利用

第12条 バックスタンド及びカバン置場の利用に伴うバック、クラブ及び付帯品等の破損、紛失及び盗難について一切の責任を負いません。

施設に損害を与えた場合

第13条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合はその賠償額を賠償していただきます。

ゴルフ場内への持込品禁止

第14条 ゴルフ場内へ下記のものを持込むことを禁止いたします。

- 動物ペット類
- 悪臭を放つもの
- 鉄砲刀剣類
- 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのある危険物
- 雑音を発するもの
- ゴルフ場施設の適正な利用を妨げるもの
- その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

行為の禁止

第15条 ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。

- 賭博、暴力その他風紀を乱す行為。
- 物品販売、宣伝広告等の行為。(特に許可する場合を除く)
- 他人に迷惑を及ぼし、又は、不快感を与える行為。
- 利用者以外(含ギャラリー)の施設への立ち入り。

本ゴルフ場の損害賠償にかかる免責

第16条 下記のいずれの事項につきましても当ゴルフ場は損害賠償の責めを負いません。

- 当ゴルフ場と利用契約をした利用者以外の方(本ゴルフ場の特別許可を得て入場された方を含みます)が傷害又はその他の損害を被ったとき。
- ロッカーに預けた物品、携帯品又は車輛若しくは車輛内の物品について 破損、紛失又は盗難などの損害を被ったとき。
- ロッカー又はシャワー室内において所持品にかかる破損、紛失に若しくは盗難などの被害を被ったとき
- カートに積載したゴルフ用品、携行品等について破損、紛失、盗難等の損害を被ったとき。

駐車場利用に関して

第17条 当ゴルフ場は駐車場でのお車の事故及び盗難等に関して一切の責任を負いません。

外国人利用に関して

第18条 当ゴルフ場は日本語での営業を行います。日本語を理解できない場合当ゴルフ場のサービスが提供できない為、入場をお断りする場合がございます。 This golf coruse is responsible for sales in the japaniese. if you can not understand the japaniese because I can not provide this golf course of servise

規約の変更

第19条 当社は本規約の各条項について相当の事由があると認められる場合には、クラブハウス内掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとします。

個人情報の取扱

第20条 利用者から取得する個人情報は、当社が定める個人情報保護方針に従い取得、管理及び利用します。また、当社は当該個人情報を公表している利用目的の範囲内で関連会社の開示する場合があります。個人情報の利用中止をご希望される利用者は当社までお申し出ください。